

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

平成30年度 美作市社会福祉協議会事業計画

基本方針

少子高齢化が進行する中、経済・雇用情勢の変化や、地域社会・家族形態の変容などを背景に、ひきこもり・孤立死や虐待などの権利擁護の問題、生活困窮といった新たな福祉課題・生活課題が生じています。こうした課題は高齢者だけでなく、子育て家庭の孤立や青少年の不登校やいじめなどの問題、ひきこもり、ニート及び失業者等あらゆる世代に渡っています。

家族や親族、職場といったセーフティネットの機能が弱まったことにより、社会的に孤立した状態で生活に困窮する方々を支える新たな仕組みが求められています。行政を中心とした的確な対応策の構築とともに、問題が深刻化する前に身近な地域で早期に発見し、予防的な視点も含めてサポートする総合的な体制づくりが必要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

このような状況の中で、美作市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核組織として、その使命と役割を十分に果たすことが求められており、地域で生活する全ての住民の福祉の向上を目指し活動しなければなりません。

しかし、これまで社協は障がい者支援や生活困窮、ひきこもり・ニート、認知症などの現代的課題への対応が十分とは言えませんでした。これらの課題を社協の主要な業務として認識を改め取り組むことにより、社協は地域社会にとってこれまで以上に必要とされる存在になるのではないかと思います。

本会は、従来より取り組んできた「地区社協を基礎組織に据えた地域福祉の推進」に加えて制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを生かして、早期に発見し、解決することによって地域づくりも進める。この個別支援と地域支援を融合する新たな地域支援の取り組みを強化し、地域住民や行政、多様な関係機関・団体との協働により「地域住民による共助の層を厚くする仕組みづくり」に向けその活動を推進してまいります。

昨年度美作市社協が策定した「福祉のまちづくり行動計画」は社協活動の本質をふまえ、社協が推進すべき地域福祉活動の「対象はどこか」「仕組みをどう作るか」「どんな事業を興すか」を具体的に示した5ヶ年計画です。本年度より具体的な実施計画に基づき各事業を進めて参ります。

そして、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める指針として、全国社会福祉協議会が示した「社協・生活支援活動強化方針」を基本方針とします。

社協・生活支援活動強化方針(全社協)

美作市社会福祉協議会は、全社協の「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえつつ、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

1. あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

2. 相談・支援体制の強化

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

3. アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

4. 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

5. 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

平成30年度の重点事業

1. コミュニティソーシャルワークの実践
2. 新たに福祉サービスを開発する仕組みづくり
3. 介護保険事業の見直しと運営
4. 障がい者の地域生活を支えるサービスの充実
5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進
6. 市民参加によるたすけあい活動の推進
7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実
8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
9. 子育て支援の推進
10. 広報活動の充実
11. 福祉団体への支援
12. 法人運営体制の強化
13. 指定管理施設の経営
14. 共同募金運動の推進

重点事業に対する取り組み

1. コミュニティソーシャルワークの実践

少子高齢化の進行や社会的孤立、生活困窮、引きこもり、虐待、権利侵害等行政や関係機関だけでは解決できない制度の狭間の問題が早期発見・早期対応に至らず深刻化しています。

美作市の相談窓口は福祉事務所を始め分野別に実施されていることもあり、どこに相談したらよいかわからないという状況が見受けられます。

社協は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支える機能を活かして、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。社協が目指す「総合相談」は社協の窓口寄せられる本人等の相談への対応だけでなく、地域住民や関係機関から寄せられた要支援者の生活課題を把握し、早期解決を図るとともに、地域で支えられるよう住民と協働して進めるコミュニティソーシャルワークを実践しなければなりません。

社協は地区社協関係者や自治会長、民生委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア等のつながりを活かして地域に埋もれた潜在的ニーズを拾い上げる情報基盤を持ち合わせています。平成32年度には、これらの福祉関係者や地域住民の気づきが社協へスムーズに伝わるよう、コミュニティソーシャルワーカーを各支所に配置し、身近なところで相談できる福祉出前ステーションを各支所に常設します。ステーションの開設にあたり機能を強化するために地域包括支援センターと権利擁護センターの受託を美作市に要望し、コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成に取り組みます。

- 1) コミュニティソーシャルワーカー配置に向けた人材育成
 - ①既存事業における相談援助とアウトリーチの実践
 - ②全職員の福祉専門職資格取得（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）
 - ③美作大学准教授を講師に迎えた相談援助技術研修会の開催（毎月開催）
- 2) 地域包括支援センターと権利擁護センターの受託に向けた取り組み
 - ①受託に向けて社協職員1名の行政派遣
 - ②受託に向けての行政との協議

2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

改正社会福祉法が施行され、「地域における公益的な取り組みの責務」が規定されたことから、社協は市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し地域の生活福祉課題の解決に取り組む組織として「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（通称「美作お助け隊」）を平成29年6月1日に設立しました。この協議会において、社会福祉法人間のネットワーク、行政や市民活動団体、NPO、企業等との連携協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組みます。

- 1) 社会福祉法人等ネットワーク会議の開催と法人間の連携強化
- 2) 制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発
- 3) 子どもの学習支援・居場所づくり事業の実施
- 4) フードドライブの事業化に向けた調査研究
- 5) 行政との連携・パートナーシップ

3. 介護保険事業の運営と在宅福祉サービスの充実

利用者が可能な限り居宅において、自己の能力に応じて自立生活を営むことができるよう、継続して次の事業に取り組みます。

- 1) 指定介護保険事業所
 - ①通所介護事業（大原・東粟倉）
 - ②訪問介護事業（大原・作東）
 - ③居宅介護支援事業（大原）
- 2) 在宅福祉事業
 - ①生活管理指導員派遣事業（大原・作東）
 - ②食の自立支援事業（大原・作東・英田）
 - ③福祉有償運送事業

4. 障がい者（児）の地域生活を支えるサービスの充実

美作市の障がい者（児）の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域で自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制の整備が必要とされています。

障がい者分野は採算面からも民間事業者が参入しにくく、社会資源が不足しておりこのような分野を先駆的に事業化していくことは社協の使命でもあります。市内に不足している障害福祉サービスに行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

- 1) 地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の受託運営
- 2) 地域活動支援センターⅢ型「むぎの会」の受託運営
- 3) 居宅介護・重度訪問介護（大原・作東）
- 4) 基準該当通所介護（大原・東粟倉）
- 5) 指定特定相談支援事業所「みらい」（大原）
- 6) 地域生活支援事業
- 7) 生活介護（通所型）事業所の開設準備
- 8) 日中一時支援事業の開設準備

5. 地区社協活動の支援と福祉教育の推進

現在、国においては、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域社会に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを進めています。「地域共生社会」の実現に向けては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりと引きこもりやニート、子どもの貧困、障がい者、複数の課題を抱える世帯など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを目指す「我が事・丸ごと」という考え方のもと、「地域の福祉力」を高めることが重要とされています。

これまで美作市社協は、地域福祉を推進する基礎組織として、市内自治振興協議会単位に地区社協を設置し、福祉会議やおたがいさまネット事業で、住民が主体的に地域課題を把握し課題解決に向けた取組みを支援してきましたが、地区社協活動の支援対象者は独居・高齢者世帯に偏ったものとなっていました。

本会が平成30年度から取組む厚生労働省のモデル事業である「我が事・丸ごとの地域づくり事業（地域力強化推進事業）」では、従来地区社協が行ってきた福祉会議とおたがいさまネット事業を基本事業に据え、地区社協活動の対象を、子ども、高齢者、障がい者、制度の狭間にある課題を抱える全ての世帯に広げ、複雑化する地域課題、特に制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきが持てるよう活動範囲の拡充を図ります。

また、地区社協活動を推進するためには地域住民の理解と協力が必要なことから、地域福祉の大切さや地域課題の理解、地域福祉活動への参加を促進するために、子どもから大人まで全ての市民に向けた福祉教育や学習の場を積極的に提供します。

- 1) 「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」の実施
- 2) 地区社協メニュー事業の実施
 - ①福祉ネットワークづくり事業
 - ②おたがいさまネット事業
 - ③地域文化伝承事業
 - ④広報紙作成支援事業
 - ⑤高齢者ミニデイサービス事業
 - ⑥友愛訪問支援事業
 - ⑦ふれあい・いきいきサロン新規立ち上げ推進事業
- 3) 各種連絡会・委員会の開催
 - ①地域社協連絡会の開催 <市圏域>
 - ②地域社協会議の開催 <地域圏域>
 - ③地区社協事業専門委員会の開催 <市圏域>
 - ④地区社協会長・事務長会議の開催 <市圏域>
- 4) 「福祉のまちづくりフォーラム」の開催
- 5) 愛育委員・栄養委員・民生委員・ボランティア等との連携
- 6) 地域包括支援センターとの連携
- 7) 保健・福祉・医療等関係機関・団体との連携
- 8) 救急医療情報キットの普及
- 9) 生活支援体制整備事業の推進

- ①第二層協議体支え合い委員会の開催（6 地域）
- ②生活支援コーディネーターの配置（6 地域）
- 10) 地域住民・福祉団体・企業等に向けた「地域福祉講座」のメニュー作成
- 11) 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の調査・研究

6. 市民参加によるたすけあい活動の推進

市内のボランティア活動を支援するとともに、住民の自主的参加を促進するため各種ボランティア養成講座等を開催し、人材の確保に努めるとともにボランティア活動に参加しやすい体制づくりに取り組みます。

また、少子高齢化により、支える側が減少し支えられる側が増加している美作市において今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、「団塊の世代」を中心とする新たな担い手を増やしていくことが重要です。

そのために、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を提供します。

- 1) ボランティアの育成と活動支援
 - ①各種ボランティア（団体・個人）の連絡調整や活動支援
 - ②ボランティアグループの育成・支援
 - ③人材の育成（各種養成講座・研修会等の開催）
 - ・手話奉仕員養成講座の開催
 - ・メンタルヘルスボランティア養成講座の開催
 - ④「夏のボランティア体験事業」の実施
- 2) 人工透析患者の福祉有償運送事業利用促進
- 3) 一時里親バンク登録事業の調査研究

7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実

平成27年度から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として受任を行っていますが、今後増加する需要に対応するためには成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があります。社協は美作市との協働により地域福祉の新たな担い手として「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組みます。

- 1) 市民後見人養成講座の継続
- 2) 利用者に最適な後見受任体制の整備
 - ①専門職との複数後見体制から本会の単独受任の実施
 - ②市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として登用
- 3) 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成

- ①権利擁護に関する説明会の開催
- 4) 日常生活自立支援事業
 - ①日常生活自立支援事業の実施
 - ②生活支援員による援助実施
- 5) 生活福祉資金貸付事業
 - ①県社協生活福祉資金の貸付及び償還業務の実施
 - ②市社協生活困窮者等緊急援護資金の貸付及び償還業務の実施
- 6) 暮らしの困りごと相談会の実施
- 7) 生活困窮者自立支援に関する事業
 - ①生活困窮おむすび事業
 - ②就学支援リユース事業
 - ③子どもの学習支援・居場所づくり事業

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進

閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、並びに介護予防の促進を図ることを目的に住民主体で行うふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

- 1) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業
 - ①サロンの立上げ及び運営支援
 - ②サロン活動助成事業
 - ③サロン食材費助成事業
 - ④サロン外出支援事業
- 2) 住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ①サロンリーダー研修会の開催

9. 子育て支援の推進

子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など子育て支援のための事業、また仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

- 1) 子育てサロン（勝田1、大原1、美作2、作東1、英田1）
- 2) あかちゃんサロン（美作）
- 3) 預かり保育（大原・美作）
- 4) ファミリー・サポート・センター（美作）
- 5) 子育て用品の貸出事業

10. 広報活動の充実

市民に対して社協事業や福祉情報などを提供し、福祉の啓蒙を行うため広報紙やホームページにより広報活動の一層の充実を図ります。また、地区社協だよりの発行を推進するため、助成や支援を行います。

- 1) 社協だよりの発行（年間6回）
- 2) ホームページの充実
- 3) 地区社協だより発行の推進

11. 福祉団体への支援

福祉団体の自主運営に向けた支援を含め、活動支援に取り組めます。

- 1) 老人クラブ連合会
- 2) 身体障害者福祉協会
- 3) 遺族会
- 4) 保護司会
- 5) ボランティア連絡協議会

12. 法人運営体制の強化

正副会長会議、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催

- 1) 経営、財政基盤の確立
- 2) 諸規程等の整備
- 3) 社会福祉協議会会員の加入促進
- 4) 広報紙への有料広告の掲載
- 5) 役職員の資質向上に向けた研修の実施

13. 指定管理施設の経営

- 1) 美作市大原居宅サービスセンター（大原支所）
- 2) 美作市コスモス苑（東栗倉支所）
- 3) 美作市東栗倉ふれあいセンター（東栗倉支所）
- 4) 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール（美作支所）

14. 共同募金運動の推進

共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努めます。

- 1) 美作市共同募金委員会の運営
- 2) 共同募金配分金事業の適性実施
- 3) 共同募金特別支援事業の実施
 - ①共同募金活動強化特別支援事業
 - ②赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業

